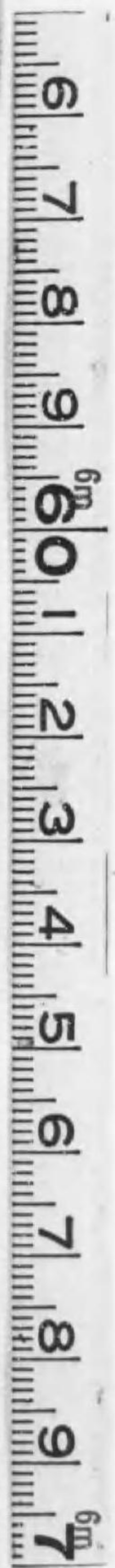


524

96

北海道酒史



始



北海道酒史



序

這般全國酒造大會ノ我カ札幌市ニ開カル、ニ際シ本道酒史ノ發刊ヲ計畫シ之カ資料ノ蒐集ヲ札幌稅務監督局ニ囑ス爾來同局ニ於テハ百方其ノ資料ニ努メラレタルモ開道僅カニ五十餘年ニ過ギザル當道ノ事トテ舊記口碑ノ存スルモノ尠ナク頗ル困憊セラレタリト然レトモ其ノ收ムル所ハ我等當業者ノ參考トナルヘキコト多大ナルノミナラズ亦以テ本道産業發達ヲ誇ルノ資タルヲ信ジテ疑ハズ編輯ニ當リ爰ニ謹ンテ同局員ノ勞ヲ謝シ以テ之カ序トナス矣

大正十三年六月

北海道酒造組合聯合會長

山田利吉



524-96

目次

一、北海道の起源並其沿革	一頁
二、清酒醸造の沿革	二
(イ) 蝦夷地に於けるアイヌ造酒の起源	二
(ロ) 開拓使時代よりの造酒變遷	三
三、清酒移出入及消費量の推移	九
四、酒造組合の沿革及現況	一八
附 録	
麥酒醸造の沿革大要	二〇

## 一、北海道の起源並に其沿革

抑々北海道は古へ蝦夷と呼び別國異人の如く考へられ土民を夷人と稱したるも遠く神代に於て既に大八州の内に加へられたるは古き歴史に據つて明かなり溯つて今を去る千貳百有餘年齊明天皇の朝阿部臣をして蝦夷の地後志國後方羊蹄に政所を置きてより我王政も亦其盛衰一様ならず文治五年藤原泰衡の滅亡するや殘族將士の此地に逃竄する者多く本邦人の移住は之れを以て嚆矢と爲す後嘉吉三年安東教季南部守行に逐はれ松前に來住し長祿元年彌崎信廣又松前大館に壘を築く天正十八年信廣曾孫松前慶欵を豊臣氏に納れ内附し慶長十一年松前徳山城を重修し福山館と改む松前氏盛となるに迫んで政教も又次第に南より北し全島漸く羈縻に就く是より政治得て言ふ可し故に政治を記する松前藩を以て始祖となす

厚岸は寛永に開け宗谷は貞享に始り根室は元祿に及び寛政十一年幕府東蝦夷地を直轄し道路を開き會所を設くる等専ら拓地殖民を計畫し享和二年に至り箱館奉行を置く文化四年蝦夷全地を幕府に收め政廳を松前に移し松前奉行と改め全島を總管す嘉永二年又之を松前氏に復し同年七月福山城を築かしむ安政元年更に箱館奉行を置き二年再び東西蝦夷地を收め之れを箱館奉行に隸し松前氏には別に邑を與ふ六年箱館港を開き互市を許す後文久元年に至り蝦夷地或は各藩の分割支配となるなど幾多の變遷を経て遂に明治元年四月十二日本道十一州中其關門たる蝦夷地箱館に裁判所を置き其後箱館府と改め翌二年六月箱館藩を置き七月箱館府を廢し縣となし尋で縣を廢し開拓使を置く同年八月十五日蝦夷地を北海道と改稱し十一ヶ國八十六郡を置き舊函館裁判所を以て開拓使出張所とな

し札幌の地に開拓使支廳を置く時に明治二年九月なり又同五年九月全道を六郡に分ち札幌支廳を本廳と稱し次で明治十五年開拓使を廢し函館、札幌、根室の三縣を置く明治十九年一月三縣一局を廢し北海道廳の設置を見以て今日に至れり

## 二、清酒釀造の沿革

### (イ) 蝦夷地に於けるアイヌ造酒の起源

我國は神代より『酒』には古き歴史と多くの神話或は傳説を有すと雖も古來蝦夷には斯かる『酒』に關して傳説神話の詳細なる記録あらざるは我王政の蝦夷に及べる蓋し千二百有餘年の久しきも往昔此地を蝦夷と呼び夷人と稱して神代より景行の朝に至るまで土民互に交通せず蠻視せられたるに起因するもの如し古代蝦夷は食するに魚介鳥獸の肉を常食と爲し或は生食し或は瀹て之を食ふ多くは鹽味を用ひず瀹肉なき時は乾肉を食ひ尤も烟草、酒を嗜む酒は禾黍の類を以て之を釀して濁酒と爲す又禾黍の粥を常食し或は草根を掘て之を食ふと北海道誌に見えたり之れによりて觀るに古より蝦夷も亦濁酒を釀して飲料に供したるは明かなり唯其據つて來る何れに存するやは詳かならざるも古史に因つて按ずるに景行天皇廿五年武内宿禰を遣し日高見の國を巡察せしめ亞て齋明天皇四年阿部比羅夫をして之を伐たしむ五年春三月阿部臣復蝦夷を征したる時問菟蝦夷菟穗名後方羊蹄を以て政所と爲す而して蝦夷の降を請ふ時渡島蝦夷を有間の濱に聚め酒食を賜ひ撫諭して歸る夷人最も酒を好むとあれば此時濁酒を釀す事を傳へたるものと信せらるべし是より先寒國の地なれば彼等必ず嗜好的致醉飲料の釀方を知得し常に

飲用し居たるものと推知するに難からず又一説には義經が兄頼朝に逐はれて此地に逃竄移住したる時傳へたるなりとも謂ふ今尙舊土人(アイヌ)は斯く信ぜるもの、如く現に日高の國平取村に義經を奉祀せる神社の祭典には饌酒の儀ありて彼等は之を祈る時に『我神的義經(ヲキクルミ)よ、汝の恵みにより我等は屢々酒を飲むことを得るなり、故に我汝に感謝し、汝を崇拜す』と云ふ意味の祭祠を述べ以て之を祖神として祀るに徴すれば斯説亦全然否認するを得ざるべし

### (ロ) 開拓使時代よりの造酒の變遷

本道開拓使時代清酒の釀造は官營となしたるものなし而して此等の沿革を知るに當時の詳細なる記録なく従つて統計を以て明記するを得ざるも明治五、六年頃札幌に於て何れも自力を以て刀根孫四郎、本郷八左衛門、柴田與次右衛門、佐野平三郎、多田市太郎、笠原儀左衛門、朝山平助、玉木伊八郎、藤井喜三郎、大湊市助、本間長助、新源左衛門等初めて清酒を釀造したるもの、如く是れより以前は何れも獨酒を釀造せりと云ふ尙當時道内各地に於ても濁酒は盛に製造販賣されたるは事實なりしも本道開拓當時に於ける清酒の釀造は少くも之れを以て嚆矢となすを得べし然れども其當時は總て設備不完全にして技術も亦幼稚なるは勿論酒造用原料米の如きも開拓使當時本道に於ける産米未だ僅少にして悉く之を他府縣より購入し仕込を爲したる有様なり従つて造石高も極めて尠く品質も劣等にして全く移入品に壓倒せられたるは言を俟たず然れども本道の氣候の寒冷なると水質の軟硬の度宜しきを得て酒造に適せるは當業者にとりて全く天恵と云ふを得べく逐年人口の増殖と共に需要増加の趨勢は移入酒の増加を餘義なくせしめたり茲に於て各當業者も大に舊起覺醒する處あり品質の向上を計り設備、技術、販賣



年度別	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年
免許人員	1	1	1	4	2	2	1	1	1	1
場數										
石	10	8	5	7	1	6	4	4	1	2
數	11	5	8	2	11	3	9	3	5	4
稅額	34	28	22	35	31	32	31	26	25	17
年度別	二四	二七	三〇	三三	三四	三二	三五	三九	三二	二四
免許人員	4	9	6	6	1	6	3	3	5	8
場數		1								
石										
數		1								
稅額	8	13	6	7	6	2	2	1	5	7
總額	159	163	162	168	166	160	167	167	160	156

本道清酒査定石高累年比較表

年度別	同三十七年	同三十六年	同三十五年	同三十四年	同三十三年	同三十二年	明治三十一年
免許人員	39	33	33	35	35	37	56
場數	24	35	35	36	37	30	37
石	73	69	60	69	61	35	55
數	58	56	43	45	42	49	62
稅額	19	18	14	19	17	25	42
年度別	同四十四年	同四十三年	同四十二年	同四十一年	同四十年	同三十九年	同三十八年
免許人員	29	15	15	16	27	32	27
場數	17	16	17	17	29	32	27
石							
數	22	22	24	26	27	27	27
稅額	18	18	20	21	24	24	24
總額	187	187	188	192	196	200	204

年度別	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	大正元年
免許人員	26	15	14	18	15	15
場數	16	10	11	13	13	10
石	16	10	9	13	16	20
數	26	23	16	14	13	13
稅額	3	2	1	1	1	1
年度別	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	大正七年
免許人員	19	21	21	25	23	23
場數	15	13	13	18	16	16
石						
數	18	22	25	27	26	29
稅額	4	5	5	6	6	7
總額	143	143	143	143	143	143

本道清酒製成歩合累年比較表

酒造年度別	明治四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
原料	33,330	55,675	47,633	49,339	48,987	58,754	72,135	66,292	68,219	82,064	73,077	68,825
水	55,389	57,510	49,337	50,979	56,988	60,424	74,292	68,292	70,483	84,013	77,005	72,890
糶	1,061,290	93,592	83,417	83,091	1,091,338	98,445	112,268	111,848	100,566	121,005	119,439	104,647
清酒	95,000	83,890	72,005	74,475	88,035	87,862	108,782	100,566	119,439	121,005	119,439	104,647
拍	5,567,677	4,504,800	3,753,300	4,185,822	5,561,191	5,018,335	5,755,576	5,201,145	5,201,145	5,755,576	5,201,145	4,504,800
歩合	1,028	1,033	1,035	1,033	1,031	1,028	1,030	1,034	1,035	1,035	1,034	1,027
白米一石ニ對スル水	1,671	1,681	1,681	1,689	1,681	1,676	1,681	1,677	1,677	1,676	1,676	1,682
白米一石ニ對スル糶	894	896	899	893	898	892	897	897	898	897	897	892
白米一石ニ對スル清酒	1,493	1,507	1,511	1,508	1,509	1,495	1,508	1,495	1,495	1,495	1,495	1,498
白米一石ニ對スル拍	8,575	8,169	7,876	8,475	8,996	8,451	8,576	8,451	8,451	8,576	8,451	7,876



清酒以外の酒類査定石数累年比較表

同 十一年	六四、八九六	六六、五六五	一〇九、〇六六	九七、五三三	五〇、〇四五	一、〇三二	一、〇二六	一、六八一	八九五	一、五〇三	八、一六七
同 十年	一一、六〇六	一一、一七六	一八九、〇四七	一七六、六〇三	一、〇〇三、九〇四	一、〇三二	一、〇三二	一、六九四	八八七	一、五〇三	八、九九五

年 別	白 酒	味 淋	焼	酎	年 別	白 酒	味 淋	焼	酎
明治四十年	一〇、〇二石	八石	四石	二、三三石	大正四年	三七石	一九石	二、六八九石	
同 四十一年	二七	一、四八〇	一、八〇三	一、四八〇	同 五年	四一五	一九五	三、九四一	
同 四十二年	一五九	一、八七〇	一、八七〇	一、八七〇	同 六年	八五〇	七二	六、〇二四	
同 四十三年	二九	二、三三	二、三三	二、三三	同 七年	六八	六五〇	七、一六〇	
同 四十四年	二七	二、〇五五	二、〇五五	二、〇五五	同 八年	六八九	四四	一八、八二五	
大正元年	二二	二、七三六	二、七三六	二、七三六	同 九年	四八〇	一七	一七、七七一	
同 二年	一六一	二、七三六	二、七三六	二、七三六	同 十年	四五三	三八	二四、四四六	
同 三年	二三四	七	二、九七三	同 十一年	四五三	三四	三〇、三四		

本道焼酎査定石高及移出石高累年比較表

年 別	査定高	移出高	移入高	年 別	査定高	移出高	移入高
明治三十六年	二、二五五石	一石	七五六石	明治四十年	二、三三三石	三五石	三五四石
同 三十七年	二、〇二七	一	一、二五二	同 四十一年	一、四八〇	五	七五七
同 三十八年	一、七七八	一	六八九	同 四十二年	一、八〇三	一	八〇五
同 三十九年	二、〇〇七	五	七七八	同 四十三年	一、八七〇	二	一、二四一

年 別	査定高	移出高	移入高	年 別	査定高	移出高	移入高
明治四十四年	二、三三五	一	一、九四七	大正六年	六、〇二四	三五六	六、五九三
大正元年	二、〇五五	三	二、五〇八	同 七年	七、一六〇	七二八	四、三三五
同 二年	二、七三六	元	二、三三六	同 八年	一八、八二五	二、四五六	七、五〇六
同 三年	二、九七三	一	三、〇〇六	同 九年	二七、七七一	二、八五六	四、五六六
同 四年	二、六六九	五	六、六九九	同 十年	二四、四四六	三、三〇五	五、六四九
同 五年	三、九四一	空	七、七八八				

### 三、清酒移出入及消費量の推移

今開拓使以前に於ける本州地方より本道内に移入せる酒類の状況を見るに初めは主として酒田、青森(現在の油川港)の兩港より大山酒及津輕酒の移入あり亞で越前、佐渡、攝津、和泉、能登、羽前、羽後、越後、陸奥地方より函館に入り更に道内各地に轉輸されたるものなり松前時代福山、江差、箱館は蝦夷地關門の三港と稱せられ此等の内に一旦入港し奉行所の收税を了せざれば他港へ入港取引するを許されず當時箱館には商業の機關として問屋の制設けられ寛延元年には官許として株式制となし人々勝手に船手と取引を爲す事を取締りたれば他國の商船は皆一旦此三港に入り取引し後道内各地に轉輸したるもの、如し其の大山酒及津輕酒の移入せし昔時の事蹟を兩地の酒史に索める

#### 一、大山酒史

(イ) 安永三年 加茂より沖出して松前に酒を出したり、其の賣目錄左の如し

賣 目 録

六月二日入

一 大山酒百五十樽

内

一 百三十四樽

二匁七分五厘也

代金三百六十八匁五分

一 十四樽

二匁六分二厘

代金三十六匁四分

一 二 樽

代金三匁六分

代金四百八匁五分

内

一 四匁八厘五毛

御 口 錢

一 五十六匁七分七厘

兩替五貫四百五十文ヅ、御役金上納仕候

一 十六匁三分四厘

賣 口 錢

一 三 匁

藏 敷

一 一匁二分五厘

丁 持 錢

代金八十一匁四分四厘五毛

差引殘高金三百廿七匁五厘五毛

此錢百九十六貫二百三十三文

(ロ) 享和二年 酒田公酒田港の役人中より酒屋惣代五名に蝦夷地御用酒千五百樽買上げあり代金の内小判にて金四百六十一兩前貸せらる

(ハ) 天保七年 百石は酒田本間彌三郎の取次にて松前商人に賣付けたり

(ニ) 慶應元年 小野田良助松前濱増毛に開店を許され酒三千樽仲間より送る事を契約手船の長福丸にて一番船六百樽送る

(ホ) 同 二年 此年二月秋田及北海道に送酒せり

(ヘ) 同 三年 六月北海道秋田方面に一斗五升五合人四百廿二樽四斗入四十四樽送酒せり

二 弘前酒造沿革誌

(イ) 文化九年 從來酒賣捌は松前方面及各村浦々等に涉り捌方宜しかりしが近年に至り松前向及各浦々在方等何れも不捌に相成云々

11 ]-

以上の如くにして後大山に於ては明治九年四斗入九百五十樽を東京より函館に廻し關平兵衛なる者に賣捌かしめたる事あり同廿七年には大山酒の本道に移出せしもの二千二百石以上に達したりと以て今日萎微振はずと雖尙大

山酒の名本道に残留する所以なり是より先き函館は安政六年開港場として本邦五港の一となり小樽は昔時微々たる一小漁村に過ぎざりしが文化四年幕吏近藤重藏西蝦夷地巡視の際此港の將來に有望なるを推知し其筋に建議せしことあり而して開拓使以來漸次發達し殊に當初此地を基點として鐵道を敷設せしより著しく進歩し明治二十二年七月特別輸出港となり三十二年七月一般開港場となる其他室蘭、釧路、網走の諸港は何れも本道の發展と共に海陸交通諸機關の四通八達は之等一漁港より發達せしめ今日の如き隆盛を來せり從つて汽車便により移入石數も年々多きを加へ一方本道住民の増加と一般需要者の嗜好向上に伴ひ灘、秋田、廣島等より醇良酒の移入益々増加の趨勢にありしも最近本道に於ける酒造業の發展に伴ひ移入酒は漸減の傾向を示すに至れり

大正十酒造年度に於ける本道地方別酒類移入石高

地方別	仕出地	生産地	清酒	濁酒	白酒	味淋	燒酎	酒精	酒精合	麥酒	其他	合計
北海道	愛知	名寄	1石	1石	1石	1石	3石	1石	8石	1石	1石	10石
東北	青森	青森	1,133			2元						1,133
	岩手	岩手	1				5					1
	秋田	秋田	2,600				56					2,656
	山形	山形	3,486									3,486
	宮城	宮城	5,485			2元	7					5,492
計			1,663			2元	7				1,670	

關東	北陸	東山	東海	近畿
千葉 東京 神奈川	新潟 新潟	長崎 長崎 岐阜 岐阜	山梨 山梨 愛知 愛知 三重 三重 東京 東京	京都 京都 兵庫 兵庫 兵庫 兵庫 大阪 大阪 大阪 大阪 和歌山 和歌山
計	計	計	計	計
3,123	4,794	2,281	4,011	3,868
1,133	1,133			
2,990	3,661			
1,663	3,530			
1,670	3,537			
3,123	5,769	2,281	4,011	3,868





同	同	同	同	同
十	九	八	七	六
年	年	年	年	年
三七八、六六二	四〇〇、四一七	四一九、三三三	四一九、三三三	四一九、三三三
二〇八八、四五五	二、六七、三五六	二、四四、五〇六	二、三三〇、〇〇〇	二、三三〇、〇〇〇
二、三三、三三三	二、五、六〇二	一、四、一八	一九四、九〇三	一九二、三七二
一〇六	一〇四	七	七	七

### 四、酒造組合の沿革及現況

明治十八年四月札幌に於て池田惣兵衛、笠原儀左衛門、本郷嘉之助、柴田與次右衛門の四名發起して札幌酒造家の懇親組合を組織す此目的は酒造家相互の火急の場合に於ける助力を以て目的となし組頭としては池田惣兵衛同本郷嘉之助世話役後藤岩吉同波多野與三郎同諸橋龜吉同秋田文藏の諸氏なり是れ酒造組合法發布以前に於ける本道酒造家組合の濫觴とも云ふべく殊に本郷嘉之助氏の如きは本道酒造界に其功績多大なるは衆人の何れも認むる處なり氏は大正十年中北海道酒造組合聯合會々長及札幌酒造組合長に就職中途に病没せられたるは惜むべし尙現時に於ける本道酒造組合を左に示して参考と爲す

#### 酒造組合 (大正十二年酒造年度現在)

名	稱	事務所位置	設立年月日	稅務署名	摘	要
北海道酒造組合聯合會	札幌市大通西六丁目五番地	大正二年五月六日	札幌			
札幌酒造組合	札幌市大通西六丁目五番地	明治三十二年一月廿五日	札幌			

檜山外五郡酒造組合	檜山郡檜木村字會津町六六	同 三十二年十二月九日	檜山		
室蘭市外五郡酒造組合	室蘭市本町一三	同 三十三年一月十八日	室蘭		
根室酒造組合	根室郡根室町大字津町三ノ五	同 三十三年四月二日	根室		
函館市外五郡酒造組合	函館市高砂町一五	同 三十八年二月十四日	函館		
壽都外三郡酒造組合	壽都郡壽都町大字大磯町	同 三十八年三月廿一日	壽都		
空知郡外二郡酒造組合	空知郡岩見澤町	同 三十八年五月廿三日	空知		
小樽酒造組合	小樽市量徳町一〇	同 三十八年七月十八日	小樽		
旭川酒造組合	旭川市五條通七丁目右三號	同 三十九年六月廿六日	旭川		
増毛酒造組合	増毛郡増毛町	同 三十九年六月廿九日	増毛		
十勝酒造組合	河西郡帶廣町	同 四十五年三月七日	河西		
宗谷外三郡酒造組合	宗谷郡稚内町大字稚内字南濱通	同 四十五年六月六日	宗谷		
日高酒造組合	浦河郡浦河町	大正二年十一月三日	浦河		
釧路酒造組合	釧路市浦見町	同 五年八月二十五日	釧路		
北見酒造組合	網走郡網走町大字北見町	同 五年十一月二十八日	網走		
瀧川酒造組合	空知郡瀧川町	同 十一年八月二十一日	瀧川		
名寄酒造組合	上川郡名寄町	同 十一年十二月廿八日	名寄		

元空知外三郡酒造組合ト稱シタルモ瀧川稅務署新設ニヨリ一部分割改稱  
大正七年二月二十七日岩宇酒造組合解散小樽酒造組合ニ合併セリ  
元上川酒造組合ト稱シタルモ名寄稅務署新設ニヨリ一部分割改稱

空知外三郡酒造組合ノ一部分割  
(大正十年十月一日稅務署新設)  
上川酒造組合ヨリ一部分割  
(大正十年十月一日稅務署新設)

## 附 錄 麥酒釀造の沿革大要

明治二年開拓使の本道に設置と共に札幌は當時既に將來本道の首都と目されるや開拓使本廳を此地に卜し開拓使は本道の開拓に際し農事の振興民間事業の保護を目的として諸種の官營工場を起し大に民力の充實を計り明治九年九月麥酒の釀造並に葡萄酒、穀酒、武蘭地の釀造を開始し釀造所を札幌北二條東四丁目番外地に設け麥酒は總て獨國の製法に模倣し嘗つて獨國に學びたる中川清兵衛を技師に任命し此年僅かに二百石を釀出したりと云ふ葡萄酒は佛國に倣ひ此年僅かに野生葡萄酒を原料として試釀したり之れ實に本道に於ける麥酒、葡萄酒釀造の起源にして始め麥酒の原料葎花は米國より購入したりしも大麥の如きは外國種子を札幌官園及札幌附近に播種せしめたるに其收穫頗る饒にして且つ品質良好なりしと云ふ殊に葎草園栽培の葎花は其花粉香輸入品に讓ざるを以て之れを用ふる事となし後年東京青山試験場の産物をも用ひたり葡萄酒原料は當時札幌附近の野生葡萄酒を採り試験したるに其味酸烈にして培養葡萄酒に劣れり茲に於て十年には札幌果樹園培養葡萄酒を原料として釀造したるに、其味頗る美なり因つて東京官園植培の米國種を眞駒内等に移植する事前後七万五千株十二年漸時結實せるを以て該原料を用ひたり先是十一年九月には葡萄酒釀造所に於て野成葡萄酒覆盆子、獼猴、桃等の液汁を化し大麥及玉蜀黍を元質としてホイスキーを作り米或は小麥を原料として焼酎を製し又蘆粟、山葡萄酒を使用して武蘭地を試験せしに、穀酒最も醇良にして武蘭地亦聲價より頗る藥用に適し當時札幌病院其他醫家に於て愛用せられたりと云ふ葡萄酒は栽培葡萄酒の結實の増加に従ひ漸次其釀造高を増し蒸餾所、酒庫、酒桶等を作り札幌否本道特産物の基礎を作れり是

れ本邦に於ける葡萄酒釀造の嚆矢となす葡萄酒釀造は明治十九年九月に至り開拓使廢止と共に北海道廳の設置となるや桂二郎に事業經營を委託したるを以て同二十年資本を金一万七千圓とし同人が道廳より拂下げを受け花菱葡萄酒釀造場と改め葡萄酒、上等武蘭地、ヘルモット及始めて林檎酒を釀出し東京、横濱、大坂、神戸及奥羽地方に販路を擴張し後二十四年十一月之を谷七太郎に讓渡したり然れ共其後數年にして財界幾多の變動は遺憾ながら事業不振に陥り現在其跡だに止めざるに至り廢業せり之れに反して麥酒釀造は年と共に需用益々増加したり十九年二月には從來の官營工場は總て民間に拂下げられたるを以て大倉喜八郎は道廳より貳万八千餘圓を以て拂下げを受け釀造師獨乙人『マックスポール』の補助を受け釀造法の改良を企圖す同年十二月に至り澁澤榮一委員長となり淺野總一郎、大倉喜八郎、鈴木恒吉等協同し組織を改めて札幌麥酒會社となし資本金七万圓の株式會社となし茲に於て榮一郎社長となり二十三年には資本十萬圓とす其後益々増資發展し諸種の改良を行ひ工場を改築し規模を擴張して此時初めて札幌麥酒の名にて賣出せり官營時代には之を冷製麥酒と稱したり廿三年頃はラーガ麥酒の一種なりしが此時別に『エヤラング(黒麥酒)エキスポールト(輸出麥酒)』の二種を製出せり而して同會社は二十七年植村澄三郎を専務取締役と爲し二十九年三月資本金三十萬圓に増加し其販路は本道を獨占し内地に於ては東北諸縣、東京、静岡、名古屋、大坂、神戸より中國、九州に至り海外に於てはコルサコフ、浦鹽斯德、釜山、旅順、大連、牛莊、天津、上海、馬尼拉、新嘉坡に及び尙三十二年には再び六十萬圓に増資して事業を擴張せり札幌は工業地として益々發達の趨勢を示し所謂本道の自治時代特に日露戰役後は長足の進歩を爲し後同會社は三十六年東京向島に分工場を設け三十七年資本を百萬圓に増加し三十九年日本麥酒、大坂麥酒の兩會社と合同

年別	製造高	税額	免許人員	場數	備考
明治三十四年	一、八五七	三、〇〇〇	一	一	札幌麥酒會社
同三十五年	一、四〇〇	一、〇七三	一	一	札幌麥酒會社 金澤正次(函館)
同三十六年	一、〇六六	九、四六四	二	二	札幌麥酒會社 三、六三石 金澤正次(函館) 三、〇四石
同三十七年	一〇、三〇三	七、二一四	二	二	札幌麥酒會社 〇、二五〇石 金澤正次(函館) 五、五石
同三十八年	一四、一三〇	一三、〇四七	一	一	札幌麥酒會社
同三十九年	一五、三六〇	一三、八八四	一	一	大日本麥酒株式會社 札幌工場
同四十年	一八、六九一	一四、九三三	一	一	
同四十一年	二二、一五〇	一九、四四一	一	一	
同四十二年	八、九六〇	八、九六〇	一	一	
同四十三年	九、八六〇	九、八六〇	一	一	
同四十四年	九、八三〇	九、八三〇	一	一	
大正元年	一〇、四七四	一〇、四七四	一	一	
同二年	一一、三〇〇	一一、七〇〇	一	一	
同三年	一三、〇七六	一三、〇七六	一	一	
同四年	一三、七一〇	一三、七一〇	一	一	
同五年	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一	一	
同六年	三〇、一三五	三〇、一三五	一	一	
同七年	三三、一〇〇	三三、一〇〇	一	一	
同八年	四九、六八二	四九、六八二	一	一	

して大日本麥酒株式會社と改め札幌工場と稱し釀造大規模の擴張工事を起し製麥器械を購入しホップ園及製罌所を設け當時一ヶ年分工場を合すれば其製造高三万石に達し又製麥場は元札幌製糖會社の製造場を襲用したるものにして一ヶ年二万石を製麥すべき餘力を有し而して其設備は實に此當時東洋第一と稱せられたり爾後社運益々發展して今日の隆盛を見るに至れり因に明治三十四、五年頃金澤正治なる者獨力を以て函館谷地頭に麥酒釀造所を設け爾後毎年赤黒の二種數百石を釀出せしが數年にして不振に陥り廢止せり今麥酒税法施行前後に於ける釀造高累年比較を示せば左の如し

税法定以前に於ける麥酒釀造石高表

年別	製造高	年別	製造高
明治二十年	四〇七	明治十八年	一、七〇五
同二十一年	八三九	同十九年	四、二二九
同二十二年	八八一	同二十年	六、一六三
同二十三年	九九二	同二十一年	六、一四〇
同二十四年	五七五	同二十二年	一、二六一
同二十五年	八四二	同二十三年	一四、三〇〇
同二十六年	七四二	同二十四年	一一、七三四

税法定後に於ける本道麥酒年別釀造石高表



同 同 同

十 十 九  
一 年 年 年

四〇、六三〇  
四八、四八三  
四八、四八三

七三、一六〇  
八三、一六八  
八七、二九四

— — —

— — —  
同 同 同

大正十三年五月廿五日印刷  
大正十三年六月二日發行

(非賣品)

著 者 千 住 辰 雄  
札幌市大通西七丁目三番地

發 行 者 山 田 利 吉  
札幌市南三條東五丁目

印 刷 人 龜 田 久 作  
札幌市南三條西六丁目十三番地

發 行 所 北海酒造組合聯合會  
札幌市大通西六丁目

同	同	同
十	十	九
一	一	一
年	年	年
四六、四〇	四六、四〇	四六、四〇
八七、三六	八七、三六	八七、三六
同	同	同

大正十三年五月廿五日印刷  
 大正十三年六月二一日發行

(非賣品)

著者 千住辰雄  
 札幌市大通西七丁目三番地

發行者 山田利吉  
 札幌市南三條東五丁目

印刷人 龜田久作  
 札幌市南三條西六丁目十三番地

札幌市大通西六丁目

發行所 北海酒造組合聯合會

524  
91

終

